

小山市サッカー場整備及び運営事業

設計建設工事請負契約書 (案)

令和7年3月17日

小山市

小山市サッカー場整備及び運営事業

設 計 建 設 工 事 請 負 仮 契 約 書

- 1 工事名 小山市サッカー場整備及び運営事業 施設整備工事
- 2 工 事 場 所 小山市大字渋井479-1、655、692-5ほか
- 3 工 期 着手期日 契約締結日の翌日
完成期日 令和10年10月末日

4 請 負 代 金 の 額
(うち消費税及び地方消費税の額)

5 契 約 保 証 金

6 前 払 金 の 額

7 中間前払金の額

8 部分払の回数

小山市サッカー場整備及び運営事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者が受注者その他の者との間で締結した基本契約書（以下「基本契約」という。）第7条第1項の定めるところに従い、上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約は、基本契約並びに基本契約に基づき締結される、発注者と_____（以下「維持管理運営JV」という。）との間の維持管理運営業務委託契約（基本契約第7条第2項に定義された意味を有する。以下同じ。）により不可分一体として特定事業契約を構成する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

この契約は、仮契約で締結され、この契約についての小山市議会の可決をもって本契約に読み替えられるものであり、この契約が小山市議会において可決された場合には本契約として成立するものとするが、否決された場合には締結されなかったものとし、かつ、この場合において受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責に任じない。

年 月 日

発注者 栃木県小山市中央町1丁目1番1号

小山市

小山市長 浅 野 正 富

受注者 住所

氏名又は名称

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、要求水準書等及び事業提案書に従い、日本国の法令等を遵守し、この契約（この契約書並びに要求水準書等、事業提案書及び設計図書（第3条第1項第6号の定めるところに従って発注者の承諾が得られた設計図書その他の設計に関する図書をいう。）を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事として、要求水準書等及び事業提案書に示された各工事（外構整備等の土木建築工事のみならず、電気工事や機械設備設置工事を含め、以下総称して「工事」という。）の施工のための設計を行った上で、当該設計に基づいてすべての工事を契約書記載の工期内に完成し、各工事の目的物（設備等を含むほか、要求水準書等及び事業提案書に定める所定の期日までに引き渡すべき設計図書、完成図書その他のこの契約に基づいて受注者から引き渡されることが要求水準書等に定められた情報、書類、データ及び図面等（プログラム（著作権法（昭和45年法律第48号）第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。以下同じ。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。以下同じ。）を含め、以下「成果物」という。）を含む。以下個別に又は総称して「工事目的物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金（契約書記載の額の請負代金をいい、設計業務及び建設業務の各業務（以下個別に「当該業務」という。）に関しては、契約書記載の当該業務の額をいう。以下同じ。）を支払うものとする。
- 3 設計、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めることができる。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密に関し、基本契約第16条の定めるところに従うものとする。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とし、この契約において用いられている用語は、この条項に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、基本契約において使用された用語と同一の意味を有するほか、要求水準書に定義された意味を有するものとする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等及び事業提案書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書並びに要求水準書等、事業提案書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令等に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、宇都宮地方裁判所を第1審とする専属管轄に服することに合意する。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの

契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

- 13 受注者は、要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、この契約締結時に利用し得るすべての情報及びデータを十分に検討した上で、この契約を締結したことをここに確認する。受注者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、工事の設計、施工その他この契約の履行の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかつた旨を主張することはできない。ただし、受注者の当該情報及びデータの未入手が、要求水準書等の誤記等発注者の責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。
- 14 この契約、要求水準書等、事業提案書の中に矛盾又は齟齬がある場合は、この契約、要求水準書等、事業提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、事業提案書が要求水準書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、事業提案書が要求水準書等に優先するものとし、また、発注者の承諾が得られた設計図書と、この契約、要求水準書等又は事業提案書の中に矛盾又は齟齬がある場合は、当該設計図書が優先するものとする。なお、発注者の承諾が得られた設計図書、この契約、要求水準書等又は事業提案書の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。

(関連工事等の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

- 2 受注者は、本事業が施設整備と運営維持管理が一体の事業であり、この契約に基づき工事目的物の引渡しの完了後に維持管理運営JVが維持管理運営業務委託契約の定めるところに従って工事目的物で適正な業務を実施しなければならないことを認識し、かつ了解の上で、この契約を履行するものであり、工事の設計及び施工のそれぞれにおいて維持管理運営JVとの間で積極的に意見交換を行い、利用者の利便性の向上等の公共サービスの向上及び維持管理の効率化、修繕・更新を踏まえた事業全体のライフサイクルコストの低減を考慮した工事の設計、施工その他この契約を履行するとともに、この契約に基づき工事目的物の引渡しの完了前でも、維持管理運営JVによる維持管理運営業務委託契約に基づく開業準備に協力するほか、受注者の施工する工事及び維持管理運営JVの実施する工事目的物における業務がその施工又は実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、受注者及び維持管理運営JVの間で、その費用及び責任で適切に調整を行い、受注者による工事施工並びに維持管理運営JVによる工事目的物における適正な業務の実施の連携を図って相互に協力してこれらを円滑に進捗せしめ、本事業の目的を実現し、発注者に損害を被らせないものとする。
- 3 受注者は、この契約に基づき設置する監理技術者及び業務主任技術者をして、要求水準書等及び事業提案書に従い、維持管理運営業務委託契約に基づき設置される維持管理運営に係る統括責任者（配置前は予定者とする。）との間で認識を共有させ、連絡・調整を行わせるものとする。

(設計)

第3条 受注者は、この契約の締結後速やかに、設計業務に着手し、次の各号の定めるところに従い、要求水準書等及び事業提案書に基づき、本事業に係る工事を設計しなければならない。

- (1) 受注者は、設計業務実施に先立ち、業務主任技術者、各設計主任者（公園設計主任者、建築設計主任者、構造設計主任者、設備設計主任者等）及び照査技術者を選任し、担当者名簿（氏名、生年月日、設計業務経歴、資格等）を添えて、発注者所定の様式により着手届、主任技術者届等の届出を行うとともに、要求水準書等及び事業提案書が定める詳細工程表、責任者を配置した体制表その他の書類を含む設計業務計画書を要求水準書等及び事業提案書の定めるところに従い、発注者に提出して承認を得る。なお、業務主任技術者は、公園設計主任者又は建築設計主任者を兼ねることができる。
- (2) 受注者は、要求水準書等及び事業提案書の定めるところに従い、工事に係るテレビ電波障害の現況調査、工事用地の測量又は地質調査等の工事に必要な調査を行う。
- (3) 受注者は、前号の定めるところに従って自ら調査を行うほか、工事の着工前調査として必要と認める調査を行うものとする。
- (4) 受注者は、設計業務の全部又は一部を事業提案書に基づき設計企業に実施させる。設計業務を事業提案書に基づかないで設計企業以外の第三者に委託しようとするときは、受注者は、事前にかかる第三者の商号、住所その他発注者が求める事項を記載した書面を発注者に提出し、かつ、発注者から承諾の通知を得る。
- (5) 発注者は、要求水準書等及び事業提案書の定めるところに従い、定期的に、設計業務計画書に基づき一定期間において進捗した設計の内容その他の設計業務の進捗状況に関し、第12条第1項の定めるところに従って報告を受けるほか、設計の内容その他の設計業務の進捗状況に関して、随時に、受注者に対して説明を求めるとともに、報告書その他の関連資料の提出を求めることができるものとする。
- (6) 受注者は、設計業務に着手後、基本設計及び実施設計の設計ごとに、事業提案書に基づき当該設計が完成した場合、その都度発注者所定の様式により完了届を提出することにより発注者に通知の上で、速やかに、要求水準書等に定めるところに従い、要求水準書等が定める内容の当該設計に係る設計図書を発注者に提出して検査を受け、その承諾を得るものとする。なお、かかる発注者の承諾取得の手続は、完成したものから順次に行うことができるものとし、受注者は、基本設計及び実施設計の設計ごとに、当該設計に係るすべての設計図書に対する発注者の承諾取得に先立って、発注者の承諾を得た設計図書に従って、次の作業工程（実施設計の場合には、工事の着工を含む。）に進むことができる。
- (7) 発注者は、前号の定めるところに従って提出された設計図書のいずれかが、法令等、この契約の規定、要求水準書等及び事業提案書の水準を満たさないか、又はこれらの内容に適合していないか若しくは逸脱していることが判明した場合、受領を拒むことができる。当該設計図書を受領した場合、受領後10日以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう受注者に対して通知することができる。
- (8) 受注者は、前号の通知を受けた場合、速やかに当該箇所を是正するものとする。ただし、受注者が書面により発注者の通知の内容に意見を述べ、発注者がその意見を合理的と認めた場合は、この限りでない。
- (9) 前号の定めるところに従ってなされる設計図書の是正に要する一切の費用は、受注者の負担とする。ただし、当該是正を要する箇所が要求水準書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合、発注者の指示の不備・誤りによる場合その他の発注者の責めに帰すべき理由による場合、発注者は、当該是正に係る受注者の増加費用及び損害を合理的な範囲で負担するものとする。ただし、受注者が当

該要求水準書等の記載又は発注者の指示の不備・誤りが不相当であることを知りながら発注者に異議を述べなかった場合その他の受注者の故意又は過失による発注者の責めに帰すべき理由の看過の場合は、この限りでない。

(10) 第8号の定めるところに従って受注者が是正を行った場合、受注者は、直ちに是正された設計図書を発注者に提出の上で、発注者の承諾を得るものとする。この場合、当該承諾手続は、第7号から前号までの例によるものとする。ただし、第7号に掲げる期間の定めは適用せず、発注者は是正された設計図書の受領の後、可及的速やかに検討を実施するものとする。

(11) 受注者は、設計図書が発注者により受領された後10日以内に発注者から第7号の通知（第10号によって準用された場合を含む。）がない場合は、第6号の承諾がなされたものとみなし、次の工程に進むことができる。

- 2 受注者は、前項の定めるところに従って実施設計に係る設計図書に発注者の承諾が得られた後、要求水準書等及び事業提案書に基づいて、各工事の着手までに造成工事及び各種建設工事の実施体制、工事工程等の内容を含んだ施工計画書を発注者に提出してその承認を得なければならない。本項の規定は、設計図書の変更について第20条の定めるところに従って発注者の承諾を得た場合に準用する。
- 3 発注者は、前各項、第19条、第20条その他この契約に定める発注者の承諾（発注者の承諾が得られたとみなされたものを含む。）又は確認等を理由として工事の設計、施工その他この契約の履行の全部又は一部について何ら責任を負担するものではなく、受注者は、発注者の承諾、指示又は確認等をもって、第46条その他この契約上のいかなる責任も免れることはできない。
- 4 発注者が必要でないと認めた場合を除き、受注者は、この契約締結後14日以内に要求水準書等及び事業者提案書に基づいて設計業務に係る請負代金内訳書（以下「設計業務内訳書」という。）を、また、第1項の定めるところに従って実施設計に係る設計図書に発注者の承諾が得られた後14日以内に当該承諾が得られた設計図書に基づいて、建設業務に係る請負代金内訳書（以下「建設業務内訳書」といい、設計業務内訳書及び建設業務内訳書を総称して「内訳書」という。）を提出しなければならない。この場合、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 5 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（工事の着手）

第4条 受注者は、発注者の第17条第1項の規定による工事用地等（同項に定義された意味を有する。）の確保後に工事に着手しなければならない。ただし、発注者と事前の調整の上実施する測量等の調査で必要となる作業は、この限りでない。なお、民間敷地部分への立入については令和8年11月までいかなる場合もしてはならないものとする。

（契約の保証）

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行等又は保証事業会社（公共工

事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。
（以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（定額てん補特約を付したものに限る。）

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第56条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物（成果物については、工事の設計に係る未完成の成果物及び設計を行う上で得られた記録等を含むものとする。）、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第14条第2項の規定による検査に合格したもの及び第39条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の設計、施工その他この契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括委任又は一括請負の禁止）

第7条 受注者は、(i)設計業務の全部又は建築設計若しくは公園設計の全部及び(ii)工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を、いずれも一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第8条 受注者は、工事の一部について下請負人を決定したときは、直ちに下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第8条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条

第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することができる書類(以下「確認書類」という。)を発注者に提出しなければならない。

(下請負人等の選定における地域経済への配慮)

第8条の3 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該下請契約の相手方を小山市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

- 2 受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該納入契約の相手方を小山市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- 2 発注者は、工事目的物の運営維持管理、改造、増築その他の維持、利用等(本事業後も含む。)に必要な範囲でそれに必要な特許権等は無償で自由に自ら及び第三者をして実施、使用等(改造、解析、複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。)する権利を有するものとし、その権利は、かかる範囲でこの契約の終了後も存続するものとする
- 3 受注者は、前項に基づく発注者の権利の行使が特許権等の侵害その他何らかの事由で妨げられ、又はその恐れがある場合には、これを予防、排除その他必要な措置を講じ、これにより発注者に損失、損害、費用等を被らせず、発注者が被った一切を補償する。

(著作権の譲渡等)

第9条の2 受注者は、成果物(第39条第1項に規定する出来高部分に係る成果物及び第40条第1項の規定する指定部分に係る成果物を含む。以下この条及び第9条の3において同じ。)が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡しの時に発注者に無償で譲渡するものとする。

- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、又は基本契約第16条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム及びデータベースについて、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
（意匠の実施の承諾等）

第9条の3 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

- 2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
（監督員）

第10条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

- 3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

- 6 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第11条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、要求水準書等及び事業提案書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する「主任技術者」をいう。以下同じ。）、又は監理技術者（同条第2項に規定する「監理技術者」をいう。以下同じ。）

また、同条第3項本文に該当する場合は専任の技術者とする。

ただし、当該工事が同条第5項の工事にも該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。

(3) 監理技術者補佐（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。以下同じ。）

(4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第12条 受注者は、各暦月の設計業務の進捗状況に関し、要求水準書等及び事業提案書に定めるところにより、設計進捗状況報告書等を作成の上で、所定の期限までに発注者に提出することでその履行報告を行うとともに、設計内容の確認及び進捗に関して、定期的に発注者と打ち合わせを行うものとする。

2 受注者は、要求水準書等及び事業提案書に定めるところにより、工事現場に常に工事記録簿等を整備し、発注者の要求があった場合には速やかに開示するほか、工期における各週及び各暦月における工事の進捗状況に関し、要求水準書等及び事業提案書に定めるところにより、工事進捗状況報告書等を作成の上で、所定の期限までに発注者に提出することで履行報告を行うとともに、立て看板の設置その他の周知方法において工事状況の広報活動を行わなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第13条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。また、発注者は、設計企業並びに管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第3条第1項第4号の規定により受注者から設計業務を委任され、若しくは請負った者がそ

の業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第14条 工事材料の品質については、要求水準書等、事業提案書又は設計図書に定めるところによる。ただし、要求水準書等、事業提案書又は設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、要求水準を満足させる品質を有するものとする。

- 2 受注者は、要求水準書等、事業提案書又は設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第15条 受注者は、要求水準書等、事業提案書又は設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、要求水準書等、事業提案書又は設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があ

ったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第16条 発注者が受注者に支給する工事材料、図面その他業務に必要な物品等（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等、事業提案書又は設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書等、事業提案書又は設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡すものとする。この場合において、発注者は、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更した理由を明示した書面により、当該支給材料又は貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、要求水準書等又は設計図書に定めるところにより、工事又は成果物の完成、要求水準書等の変更又は設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書等及び設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第17条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を令和9年8月末日までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 3 工事の完成、要求水準書等の変更又は設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（不適合の場合の改善等の義務及び破壊検査等）

第18条 受注者は、工事の施工部分が要求水準書等、事業提案書又は設計図書に適合しない場合において、監督員が修正、改造、修補その他必要な措置をとることを請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときに限り工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の施工部分を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が要求水準書等、事業提案書又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の施工部分を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第19条 受注者は、工事の設計、施工その他この契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書等（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）が一致しないなど要求水準書等における相互矛盾があったこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 要求水準書等、事業提案書又は設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 要求水準書等、事業提案書又は設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、要求水準書等、事業提案書又は設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 要求水準書等、事業提案書又は設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受

注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後7日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、要求水準書等、事業提案書又は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し要求水準書等、事業提案書又は設計図書を訂正する必要があるものは、要求水準書等については発注者がこれを行い、事業提案書又は設計図書については発注者の指示に基づき受注者がこれを行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書等、事業提案書又は設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、要求水準書等については発注者がこれを行い、事業提案書又は設計図書については、発注者の指示に基づき受注者がこれを行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書等、事業提案書又は設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、要求水準書等については発注者と受注者とが協議して発注者がこれを行い、事業提案書又は設計図書については当該協議の結果を踏まえて受注者がこれを行う。
- 5 前項の規定により要求水準書等、事業提案書又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合、その一切の費用（要求水準書等の訂正又は変更の実費を除く。）は受注者が負担し、その工期は変更されないものとする。ただし、この場合において、当該訂正又は変更が要求水準書等の記載に起因するときその他発注者の責めに帰すべきときは、発注者は、必要があると認められる限り工期若しくは請負代金額を変更し、かつ受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第20条 発注者は、前条の定めるところに従って要求水準書等が変更されたときその他必要があると認めるときは、設計図書の変更内容及び理由を受注者に通知して又は設計図書の変更を請求することができ、受注者は、当該請求に従って設計図書を変更する。

- 2 受注者は、前項の定める場合のほか、設計図書を変更する場合には、変更内容及び理由を説明する書面並びに変更後の設計図書（変更を要するものに限る。）を発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。この場合、かかる承諾の手続は第3条第1項第7号から第11号までの例によるものとする。
- 3 前2項の定めるところに従って設計図書の変更が行われる場合、その一切の費用は受注者が負担し、その工期は変更されないものとする。ただし、この場合において、当該設計図書の変更が要求水準書等の記載に起因するときその他発注者の責めに帰すべきときは、発注者は、必要があると認められる限り工期若しくは請負代金額を変更し、かつ受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行の中止）

第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すこと

ができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事の設計、施工その他この契約を履行できないと認められるときは、発注者は、中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の設計、施工その他この契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるもののほか、必要があると認めるときは、中止内容を受注者に通知して、工事の設計、施工その他この契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の設計、施工その他この契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の設計、施工その他この契約の履行の続行に備え工事現場その他この契約の履行の体制を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の設計、施工その他この契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第22条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第23条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第24条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第25条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第26条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、別段の定めがある場合を除き、発注者と受注者とが協議して定める。
(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第27条 発注者又は受注者は、工期内で特定事業契約締結の日から12月を経過した後に募集要項に従って日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいい、請求のあった日から14日以内に当該請求時の出来形部分を発注者が確認し（当該確認に際し、受注者は、必要な協力をしなければならない。）、受注者に通知した金額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額（募集要項公表日（令和7年3月17日）と請求があった日の物価指数に基づき募集要項に従って算出された改定増減額とする。）につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「特定事業契約締結の日」とあるのも、また、前項中「募集要項公表日（令和7年3月17日）」とあるのも、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
(臨機の措置)

第28条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、要求水準書等、事業提案書及び設計図書に基づき、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限り

でない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の設計、施工その他この契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の設計、施工その他この契約の履行に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第31条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第60条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、受注者が発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき理由があることを知りながらこれを通知しなかったときでない限り、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第30条 工事の設計、施工その他この契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第60条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の設計、施工その他この契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の設計、施工その他この契約の履行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の設計、施工その他この契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第31条 工事目的物の引渡し前に、天災等（要求水準書等、事業提案書又は設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第60条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第39条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

- (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項の規定を適用する。

（請負代金額の変更に代える要求水準書等、事業提案書又は設計図書の変更）

第32条 発注者は、第16条、第18条から第21条まで、第23条、第24条、第27条から第29条まで、前条又は第35条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等を変更し又は事業提案書及び設計図書を変更することを受注者に請求できる。この場合において、これらの変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第33条 受注者は、工事を完成したときは、要求水準書等及び事業提案書の定めるところにより、工事目的物の基礎、構造躯体、隠蔽される部分等の自主検査、自主完了検査その他の検査及び試験、試運転及び運転指導その他要求水準書等及び事業提案書が定める手続を履践の上、その旨を発注者に通知し、要求水準書等に従い、次項に基づく発注者による検査に必要な完成図書を提出しなければならない。なお、工事において行う主要な検査及び試験、隠蔽される部分の工事等が実施される時期については、要求水準書等の定めるところにより、事前にその内容及び実施時期を発注者に通知し、必要に応じて監理者が立ち合いの上実施しな

なければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査（要求水準書等の定める完成確認検査をいう。以下同じ。）を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事目的物を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。
- 3 発注者は、前項に定めるもののほか、工事施工の中途において特に必要があると認められる場合には、発注者が別に定めるところにより、工事の施工の状況等の検査を行うことができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事目的物を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、要求水準書等に別段の定めがある場合を除き、受注者の負担とする。
- 5 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認し、受注者から第2項に定めるところにより提出された完成図書を承諾した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 6 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 7 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに改造又は修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、当該改造又は修補の完了を工事の完成とみなし、第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定を適用する。

（請負代金の支払い）

第34条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第35条 発注者は、第33条第5項又は第6項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第36条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、設計業務に係る請負代金額については、その10分の3以内の前払金の支払いを、また、建設業務に係る請負代金額については、その10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、受注者が前金を請求できる請負代金額は別に定める。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、建設業務に係る請負代金額に限り、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、設計業務に係る請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを、また、建設業務に係る請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、10分の6）から受領済みの前払金額及び中間前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、設計業務に係る請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の4を超えるとき、また、建設業務に係る請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、3分の2）を超えるときは、発注者の指定する期日までにその超過額を返還しなければならない。ただし、第39条又は第40条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下第55条、第56条及び第61条において同じ。）で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第37条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金及び中間前払金に追加してさらに前払金及び中

間前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額及び中間前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第38条 受注者は、前払金及び中間前払金をこの工事の設計費、外注費、材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事の設計、施工その他この契約の履行において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第39条 受注者は、工事の完成前に、工事の設計等に係る成果物、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（工事の設計等に係る成果物にあっては第3条第1項第6号の規定により発注者の承諾を得たもの、第14条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては募集要項で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額（当該業務ごとに指定された場合には、当該業務に係る請負代金相当額とする。以下同じ。）の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求の回数は、別表に定めるところによる。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分等を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に出来形部分等を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、当該業務ごとに、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額

$$\times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額} \text{【※】})$$

※部分払が当該業務ごとに指定された場合には、当該業務に係る請負代金額における当該業務に係る前払金の割合とする。

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前

項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第40条 工事目的物について、発注者が要求水準書等及び事業提案書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。当該業務ごとに指定された場合には、部分引渡しに係る請負代金は、当該業務に係る請負代金相当額とする。以下同じ。）がある場合において、当該指定部分の当該業務が完了したときについては、第33条中「工事」とあるのは「指定部分に係る当該業務」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第6項及び第34条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第34条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、当該業務ごとに、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第34条第1項の請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \\ \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額} \text{【※】})$$

※部分引渡しが当該業務ごとに指定された場合には、当該業務に係る請負代金額における当該業務に係る前払金の割合とする。

(債務負担行為及び継続費に係る契約の特則)

第41条 債務負担行為及び継続費に係る契約において、当該業務ごとに、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

(1) 設計業務に係る請負代金

年度	円
年度	円
年度	円

(2) 建設業務に係る請負代金

年度	円
年度	円
年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、当該業務ごとに、次のとおりである。

(1) 設計業務に係る請負代金

年度	円
年度	円
年度	円

(2) 建設業務に係る請負代金

年度	円
年度	円
年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為及び継続費に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第42条 債務負担行為及び継続費に係る契約の前金払及び中間前金払については、第36条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第37条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第39条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が募集要項に定められているときには、同項の規定により準用される第36条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が募集要項に定められているときには、同項の規定により準用される第36条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第36条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第37条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為及び継続費に係る契約の部分払の特則)

第43条 債務負担行為及び継続費に係る契約において、当該業務ごとに、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第39条第6項及び第7項の規定にかかわらず、当該業務ごとに、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10

$$\begin{aligned} & - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) \\ & - \{ \text{請負代金相当額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \\ & \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額} \end{aligned}$$

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

- (1) 設計業務に係る請負代金

年度	円
年度	円
年度	円

(2) 建設業務に係る請負代金

年度	回
年度	回
年度	回

(第三者による代理受領)

第44条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第34条（第40条において準用する場合を含む。）又は第39条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第45条 受注者は、発注者が第36条、第39条又は第40条において準用される第34条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、(i)設計業務の全部又は一部の遂行、(ii)工事の全部又は一部の施工のいずれかを一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の設計、施工その他この契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の設計、施工その他この契約の履行の続行に備え工事現場その他この契約の履行の体制を維持し若しくは労働者、建築機械器具等を保持するための費用その他の工事の設計、施工その他この契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第46条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（設計図書に記載された施設、設備等の性能及び機能、主要装置の耐用等において未達や要求水準書等に定める要求水準又は事業提案書に基づく提案事項の未達がある場合のみならず、要求水準書等又は事業提案書に定める工事目的物の性能、機能、耐用等に疑義がある場合を含め、受注者の設計業務に起因するものであるか又は工事の施工に起因するものであるかを問わない。以下「契約不適合」という。）であることを発見したときは、受注者に対して相当の期間を定めて随時に、発注者が合理的に満足する方法で、契約不適合の有無についての契約不適合検査を行わせて発注者に報告させることができるものとし、その結果、契約不適合があると発注者により確認されたときは、受注者に対し、当該契約不適合の是正（目的物の修補、代替物の引渡しを含むが、これらに限られない。）による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

(発注者の任意解除権)

第47条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第49条又は第51条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告を

し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、この契約の締結後遅滞なく設計に着手しないとき、又は、いずれかの工事に着手すべき期日を過ぎても当該工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に工事を完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
- (4) 第3条第1項第1号又は第11条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第46条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第6条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第6条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の設計、施工その他この契約の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行（成果物の引渡しその他工事の設計を含む。）を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。なお、成果物の引渡しその他工事の設計が完了していることは、本号の適用を妨げない。
- (7) 工事目的物その他この契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合（事業提案書に定める設計図書納期の経過したことより工期内に工事が完成しないことが見込まれる場合を含む。）において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第52条又は第53条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。本条及び次条において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(12) 発注者が基本契約を解除したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第50条 第48条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合その他不正行為による解除）

第51条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (3) 受注者が、独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 受注者（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

（受注者の催告による解除権）

第52条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第53条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第20条の規定により要求水準書等、事業提案書又は設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第21条の規定による工事の設計、施工その他この契約の履行の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、当該中止が工事の設計又は施工の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事の設計又は施工が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第54条 第52条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第55条 発注者は、この契約がすべての工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分（成果物を含む。本条において同じ。）を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に出来形部分等を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第36条（第42条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第39条及び第43条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第48条、第49条、第51条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第47条、第52条又は第53条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約がすべての工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約がすべての工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 受注者は、この契約がすべての工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第48条、第49条、第51条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第47条、第52条又は第53条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 すべての工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第56条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) いずれかの工事を当該工事に係る工期内に完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第48条、第49条又は第51条の規定により、すべての工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第48条、第49条又は第51条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、請負代金額から出来形部分又は部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額を請求することができるものとする。
- 6 第2項の場合（第49条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第57条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1）第52条又は第53条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第34条第2項（第40条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合には、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第58条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第33条第5項又は第6項（第40条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたとき又はこの契約に基づき発注者が承諾した設計図書に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約であると否とを問わず、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったとき又はこの契約に基づき発注者が承諾した設計図書に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 11 発注者が、各工事目的物の契約不適合責任期間の満了までに、要求水準書等に従い、当該工事目的物の施設全体としての性能及び機能を確認するため、発注者立会いのもとに経年検査（かし検査）を実施する場合、受注者は、その費用負担で発注者の要請に従って協力する。この場合において、実施された検査結果により契約不適合がある場合又はそのおそれが認められる場合、受注者は、第46条の定め従うものとする。

（賠償の予定）

第59条 受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は発注者の請求に基づき、請負代金額（請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を賠償金として支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、発注者が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 受注者が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合も含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に本事業の公募手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であつた者又は構成員であつた者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であつた者及び構成員であつた者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。（火災保険等）

第60条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を要求水準書等及び事業提案書に定めるところにより建築士事務所の賠償責任保険、第三者賠償責任保険、火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示し、その加入証明書の写しを発注者に提出しなければならない。

- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第61条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、発注者の指定する期間を経過した日から支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を付した額を支払わなければならない。

- 2 発注者は、発注者の支払うべき請負代金の支払いの日までに、受注者の支払わなければならない額が支払われていない場合には、請負代金と受注者の支払うべき額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

- 3 前項の追徴をする場合には、発注者は、請負代金と受注者の支払うべき額とを相殺した日から、受注者が相殺後に支払うべき追徴金に対して、受注者の支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

第62条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による栃木県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、業務主任技術者、各設計主任者（公園設計主任者、建築設計主任者、構造設計主任者、設備設計主任者等）、照査技術者、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を設計し、施工し、その他この契約の履行をするために使用している下請負人、受託者、労働者等の工事の施工、施工その他この契約の履行又はこれらの管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第63条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第64条 この契約書に定めのない事項については、基本契約の定めるところに従い、また、基本契約の定めがないときその他必要があるときは、その必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。なお、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該事由が生じた日をもってこの契約は終了する。ただし、本項に基づくこの契約の終了後も、発注者又は受注者の相手方に対する損害賠償請求その他既発生 of 責任（既発生の原因に基づく潜在的な責任を含む。）の請求（この契約の既履行部分に関して将来行う請求（契約不適合責任に係る履行の追完請求等を含むが、これに限られない。）を含む。）は妨げられない。

- (1) 維持管理運営業務委託契約が締結に至らなかった場合。
- (2) 締結している基本契約又は維持管理運営業務委託契約のいずれかが解除された場合。

以 上

別 表

区 分	前金払を受けていない場合	前金払を受けている場合
工事請負代金が 1000万円以上 3,000万円未満	1 回 以 内	—
3,000万円以上 1億円未満	2 回 以 内	1 回 以 内
1億円以上 3億円未満	3 回 以 内	2 回 以 内
3億円以上	4 回 以 内	3 回 以 内